

平成30年3月19日

ふじみ野市長 高 畑 博 様

ふじみ野市文化振興審議会
会 長 伊 藤 裕 夫

文化芸術振興の拠点となる施設の在り方について及び文化芸術振興の
財源確保の在り方及びその効果的な活用について（答申）

平成29年8月29日付けふす第249号にて諮問のありました標記の件に
ついて、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

はじめに ～日本の文化行政のながれ～

我が国の自治体文化行政は 1970 年代に始まったと言われていています。当時は、60 年代の高度成長の中での大都市圏への人口集中や、テレビ等のマスメディアの発展の中で、文化の画一化が進み、そうしたなか文化行政は「個性あるまちづくり」を目指して始まりました。そして人々が個性を育み、交流する場として、社会教育施設や文化施設の建設が進められたのでした。

80 年代になると、地域においても素晴らしい文化芸術に触れることが強く求められるようになり、美術館や専門性のある文化施設（「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（2012 年）の施行以降は「劇場、音楽堂等」と呼ばれています）も構想され、バブル期になると少なからずの都市で文化施設が誕生していきます。そして 90 年代の終わりまでには全国で文化施設の数 2000 を超え、また「アートマネジメント研修」という形で専門的な人材育成も始まりました。

しかし 21 世紀を迎えると、不況が続くなか行政改革が進み、また平成の大合併もあって、文化施設の在り方についても見直しが始まります。文化施設はいったん建てられると、その維持・管理にかかるランニングコストが少なくなく、また 10 数年毎に設備等の改修も必要です。また多くの都市では少子化・人口減といった現象も進みます。そうしたなかで、本当に地域の文化芸術振興に必要な文化拠点はどこにあるべきか、近隣の都市との棲み分けや連携をどう進めていくのか、また ICT 技術の発展のなかでこれからの文化芸術はどう変わっていくのかということが、いま検討されなければならなくなってきました。

そうした視点を踏まえて、以下、ふじみ野市の文化芸術振興の拠点となる施設の在り方について、審議会で検討しました。

1 文化芸術振興の拠点となる施設の在り方について

(1) ふじみ野市内の文化施設の現状

ふじみ野市内には、公民館、勤労福祉センターのほか、市民交流プラザなどのコミュニティ施設があり、合併を経ていることから同規模、同種類の文化施設が複数存在しています。市内には中規模（収容人数 600 人～700 人）のホールが 2 館、小規模（収容人数 200 人弱）のホールが 2 館、ステージを持たない多目的ホールが 3 施設あり、そのほか、公民館やコミュニティ施設が存在しています。

中規模ホールを有する大井中央公民館、勤労福祉センターは、いずれも 1980 年（昭和 55 年）に建設され、大井中央公民館は、住民の学習、サークル活動の拠点として住民要望を受けて建設された社会教育施設です。ホールについても、文化団体の活動発表や公民館の芸術鑑賞事業の場と

して長年活用されてきました。

勤労福祉センター及びホールは、文化施設として市長が設置し、運営については教育委員会に事務委任をしており、勤労福祉センターに隣接する上福岡公民館が管理運営をおこなっています。

現在も両ホールでは市主催の文化事業や成人式などの行事にも活用されていますが、築37年が経過し、建物の老朽化、修繕費の増加、バリアフリーに対応できない箇所があるなど施設管理面で課題が生じています。

運用面では、大井中央公民館ホールは社会教育法に基づく社会教育施設として、利益を目的とする興行などの目的外利用や個人利用への制限があるなど、文化振興を進める上で限界が生じています。

また、ふじみ野市には音楽家や芸術家が在住していますが、市外での活動や発表が主であり市内での活動や発表は少ない状況です。市内文化施設の老朽化、音響設備の不備などによるホール機能の欠如と事業を企画するコーディネーター的機能の不足が要因の一つと考えられます。

市内在住の芸術家が市内で活動することは、市全体の文化芸術振興の機運向上、地域振興にもつながるものであり、芸術家などの貴重な人材を活用することが求められています。

(2) 近隣市町の文化施設の状況

答申にあたり、富士見市民文化会館（キラリ☆ふじみ）、三芳町文化会館（コピスみよし）の視察を行いました。2館の状況について視察結果を基に施設面、運営面の状況について述べたいと思います。

① 施設の立地、規模の状況

富士見市民文化会館、三芳町文化会館ともに駅からは遠いものの、市役所やスポーツ施設などの公共施設と隣接しており、敷地も含め広いスペースが確保されていました。

また、両施設とも、ホールには質の高い音響設備が設置されており、楽屋、リハーサル室も充実しています。

富士見市民文化会館のメインホール（802席）は、本格的な演奏会、演劇が上演できる施設であり、マルチホール（255席）では舞台芸術から展示まで多機能に対応できるよう、移動観覧席及び稼動客席床が設置されています。そのほか、館内にはスタジオ、展示室、アトリエなどが併設され、市民の日常的な文化活動にも利用されています。近年、隣接エリアに大規模商業施設が建設され、民間バスの本数増や商業施設と合わせた施設利用などにより集客が見込まれています。

三芳町文化会館のホール（503席）は、本格的な演奏会、演劇上演などができる施設であり、ミニホール（103席）は平土間づくりで小規模な演奏会や器楽・ダンス・バレエ等の練習に利用されています。

施設は、三富の良好な自然環境のなか、三芳町役場、体育館、グラウンドなどの公共施設とともに設置されていますが、交通手段に課題が残されています。

② 運営状況

富士見市民文化会館は公益財団法人キラリ財団、三芳町文化会館は東京ドーム・トールツリーグループが指定管理者となっており、いずれも文化芸術事業への専門的な職員が配置されています。

富士見市民文化会館は芸術監督、音楽監督を置き、アーティストと提携したプログラムを実施するなど、アーティストとの関わりが大きく、三芳町では有名オーケストラの企画広報を担当していた職員を町職員として採用しています。

2館とも行政と指定管理者が連携しホールの活用や文化芸術事業に取り組んでおり、特に指定管理者のもつ人脈や培った手法を活用し、専門性の高い事業を効果的、効率的に進めています。

また、市民、プロ問わず文化芸術事業の企画が催されており、芸術活動をする人、鑑賞する人双方の活用が図られています。

(3) これからの文化芸術拠点に求められること

「文化芸術基本法」及び「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の中で、「文化芸術」は、「国民全体の社会的財産」であり、「国民がこれを通じて創造性を発揮し、培い、個性を伸長し、自らの啓発を図ろうとする自発的・自主的な営みであり、その享受もまた国民自らに帰するもの」と位置づけられ、「個人、民間企業、団体等、地方公共団体、国などそれぞれが、自らが文化芸術の担い手であることを認識し、相互に連携協力して、社会全体で文化芸術の振興を図っていく必要がある」としています。ふじみ野市でもこの理念を広く普及・啓発し、だれもが身近で気軽に参加できる文化芸術環境の整備を図る必要があります。

以上のことを踏まえ、今後のふじみ野市における文化芸術拠点に求められることとしては、20年、30年先を見据えた文化芸術活動に特化できる専門性の高いホールであることに加え、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を踏まえ、専門的な人材を配置し、身近で気軽に参加できるプログラムの実施や、未来の文化創造を担う子どもの育成、芸術家や芸術活動を支える人材の育成を図るなど、施設整備と合わせた文化芸術活動への環境整備が必要と考えます。

また、ふじみ野市の文化芸術振興の拠点としては、ホールやギャラリーを備える施設が望まれます。

(4) ふじみ野市の文化施設のあり方について

①方向性

老朽化が進んでいる2つの中規模ホールの1館は安全対策と内装及びバリアフリーに対応するための大規模改修を行い、もう1館は文化芸術に特化し、質の高い音響設備の設置、楽屋、リハーサル室などのバックヤードを充実させ、ゆったりと鑑賞できる席の配置やホワイエ、ロビーの造作を考慮した特徴のあるホールとして新設することが望ましいと考えます。

一方で、いずれの中規模ホールも公民館の一部として長く市民に利用され、愛されてきた経緯があります。そのことをふまえ、新設及び大規模改修を行っても、市民の学習活動の発表の場、地域コミュニティ形成の場として社会教育、生涯学習的機能を持たせることは重要です。

また、新たな文化施設は、文化芸術拠点として市民の文化芸術活動を牽引し、他施設との役割分担と連携を図ることが重要と考えます。

そのため、施設設置検討の段階から管理・運営・事業等の側面を含め、広く市民の意見を聞き検討することが、今後のふじみ野市の文化振興につながっていくものと考えます。

②相互利用の可能性

富士見市、三芳町、ふじみ野市は、スポーツ施設及び図書館の相互利用が行われていますが、文化施設の相互利用は行われていません。富士見市民文化会館は特に演劇分野を専門とし、三芳町文化会館は主に音楽分野を専門とする施設です。

文化芸術活動に携わる人にとって施設がどこに位置しているかはあまり問題にはならないため、ふじみ野市にはない専門的な文化施設を補完する意味で、今後、川越市、富士見市、三芳町など近隣市町の文化施設の相互利用も視野に入れ、ふじみ野市の文化芸術拠点となる施設の整備検討を行っていくことも必要と考えます。

2 文化芸術振興の財源確保の在り方及びその効果的な活用について

(1) ふじみ野市の現状

平成27年度に制定された「ふじみ野市文化・スポーツ振興条例」において、市の責務として「文化及びスポーツの振興に関する必要な環境の整備及び財政上の措置を講ずる」ことが位置づけられています。

しかしながら、ふじみ野市では、文化芸術振興に特化した助成制度はなく、社会教育活動の振興の一環として、文化団体の統括団体への補助金交

付制度が設けられており、構成団体、団体事業への補助として活用されている状況です。

(2) 近隣市の現状

財源確保の一つの方法として近隣市を中心に文化振興基金の設置状況、活用方法について他市の状況を次のとおりまとめました。

① 財源確保の方法

基金のタイプは概ね2種類に区分されます。一つはふるさと納税の活用（まちづくり寄附基金の一つのメニューとして文化振興が位置づけられている）、もう一つは文化振興基金を独立して設置しているものです。文化・スポーツ振興基金として設置している自治体も散見されます。

② 活用方法

活用方法としては大きく2つに分けられます。一つは自治体（または財団等）の事業に充てているものと、もう一つは市民等が自主的に行う事業に対し、助成、補助を行うものです。

いずれも、対象となっている事業は子どもの文化芸術体験を推進するもの、伝統文化継承事業、国際交流、創造性のある文化芸術事業など多岐にわたっています。

(3) 財源確保の在り方及びその効果的な活用について

文化芸術活動の振興は行政だけで行うものではなく、芸術家、芸術家団体自らが活動をPRすることや市民や企業の文化芸術活動への理解と支援も必要とされます。

このことから文化芸術活動振興のための財源確保は、市の一般財源だけでなく、市民や企業等の協賛を得られるような基金の創設と、その活用方法を明確にした助成制度を検討する必要があると考えます。

財源確保の方法として基金を設置する場合、①目的が分かりやすい、②目的に共感できる、③効果的に活用されていることが寄付者に伝わる、という3点が重要です。また、寄付者である個人・企業のメリットも大事な視点になると思われます。

また、効果的な活用については、基金による財源をどのように配分するか、配分先の事業や団体をどのように選定するか、誰が選定するかということが重要となります。

ふじみ野市における今後の文化芸術活動への助成については、芸術家自らの活動を通し芸術の持つ力を市民に普及・啓発することで、市、市民全体の文化度が向上する活動への助成が望ましいと考えます。

そのため、基金制度の構築、活用方法については、先進地の助成制度等を充分研究し導入を進める方向で検討をお願いします。